

「外商投資商業企業の審査批准を地方部門 に権限委譲することについて」

2005年12月22日更新

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。
なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

外商投資商業企業の審査批准を地方部門に 権限委譲することについて

商務部 商資函[2005]94号(2005年12月9日公布)

※邦文は仮訳です。標題をクリックして必ず原文(中文)を併せてご確認ください。

2006年3月1日より外商投資商業領域管理弁法(商務部[2004]第8号令)の審査批准権限の一部が省級商務主管部門および国家級経済技術開発区管理委員会へ委譲されます。

また、同時に、生産型企業や保税區貿易型企業の営業範囲拡大および商務部批准を既取得の外商投資商業企業の各種変更申請等についても同様に省級商務主管部門および国家級経済技術開發区管理委員会へ委譲されます。

※テレビ、電話、通信販売、インターネット、自動販売機等による販売、鋼材、貴金属、鉄鉱石、燃料油、天然ゴム等の重要工業原材料品の小売、図書、新聞、定期雑誌の取扱い、ガソリンスタンド経営などは商務部認可であることに注意

【概要】

一、外商投資商業企業が「外商投資商業領域管理弁法」第9条に規定する方法で卸売り、小売り(原文;分銷)業務に従事する場合は、下記(1)(2)項に該当する場合を除き、省級商務主管部門及び国家級経済技術開發区管理委員会(以下、「地方部門」という)が審査批准し、商務部に報告登録(原文;備案)する

(1)経営方式がテレビ、電話、通信販売、インターネット、自動販売機等による販売であるもの

(2)小売りする商品が鋼材、貴金属、鉄鉱石、燃料油、天然ゴム等の重要工業原材料であるもの、及び「外商投資商業領域管理弁法」第17条、第18条で規定する商品であるもの(□17条、18条は文末参照)

(1)(2)に該当する外商投資商業企業は、従来どおり、地方部門が商務部へ報告し、商務部が審査批准を行う。

二、小売り(原文;零銷)業務に従事する外商投資商業企業が所在地の省級行政区域内あるいは国家級経済技術開發区内で店舗を開設する場合は、以下の条件に符合するものについては、地方部門がその審査批准権限内において審査批准を行い、商務部に報告登録する。

(1)単一の店舗面積が5000㎡を超えず、店舗数が3店舗を超えない場合。かつ、当該外国投資者が設立した外商投資商業企業を通して中国で開設した同類店舗の総数が30店を超えない場合

(2)単一店舗の面積が3000㎡を超えず、店舗数が5店舗を超えない場合。かつ、当該外国投資者が設立した外商投資商業企業を通して中国で開設した同類店舗の総数が50店を超えない場合

(3)単一店舗の面積が300㎡を超えない場合

三、外商投資非商業企業が卸売り、小売り(原文;分銷)の経営範囲を追加する場合は、本通知に基づいて手続処理する。

四、M&A(原文;并購)方式により外商投資商業企業を設立した場合には、国内外企業が同一の管理組織機構により管理されている場合、あるいは実際の管理監督者が同一人である場合は、商務部へ報告し、その批准を受けなければならない。

五、最初に商務部批准により設立した外商投資商業企業、並びに、商務部の批准を経て既に卸売り、小売り(原文;分銷)の経営範囲を追加した外商投資非商業企業の変更事項については、本通知の規定する審査批准権限に基づいて手続処理する。

六、地方部門は以下の条件を備えた上で、商務部からの委譲により、本通知が規定する外商投資企業批准証書の審査批准業務に従事することができる。

(1)既に商務部との間にオンラインで接続されており、外商投資統計システムによる外商投資商業企業批准証書を発給できること

(2)統一的に商務部のソフトを使用していること

七、地方部門はインターネットを通じて外商投資商業企業の審査批准状況を商務部に送信するほか、毎月末に外商投資商業企業の当月批准数を商務部へ報告登録しなければならない。

八、地方部門は現行規定に厳格に基づいて外商投資商業企業の審査批准を行わなければならない。商務部は地方部門の審査批准状況について抽出検査を行う。以下の状況が判明した場合には、商務部は警告を発し、状況が深刻な場合には、商務部は当該審査批准権限を剥奪する権限を有する。

- (1) 本通知第 2 条に規定する条件を具備していない場合
- (2) 地方部門が審査批准した外商投資企業の審査批准状況を速やかに商務部へ報告登録しない場合
- (3) 現行規則に従った審査批准を行っていない場合

九、商務部の批准を得ずに、地方部門が本項の審査批准権限を更に下級部門へ委譲してはならない。

十、外商投資商業領域その他の事項については、従来どおり、「外商投資商業領域管理弁法」の関連規定により執行する。

十一、本通知は 2006 年 3 月 1 日から実施する。

中華人民共和国商務部
2005 年 12 月 9 日

外商投資商業領域管理弁法(商務部[2004]第 8 号令) 関連条文抜粋

第 17 条 外商投資商業企業が以下の商品を経営する場合、本弁法の規定に符合しなければならないことのほか、以下の規定にも符合しなければならない。

外商投資商業企業がガソリンスタンドを経営して製品油の小売りに従事する場合、安定した製品油の仕入れルートを有し、当地のガソリンスタンド建設規格に符合し、経営する施設は現有の国家標準及び計量検定規定に符合するとともに消防、環境保護などの要求にも符合しなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。

外商投資商業企業が薬品を取扱う場合、国家の薬品販売管理規範に符合しなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。

外商投資商業企業が自動車(販売)を取扱う場合は、批准された経営範囲内において取扱わなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。

本弁法第 18 条及び本条が別途規定するものを除き、外国企業が投資して農業副産物(農薬、種、肥料、飼料、農機具、漁具など)農業生産物資を取扱う商業企業を設立する場合は、地域、出資比率及び投資金額の制限を受けない。卸売りに従事する外商投資商業企業は 2004 年 12 月 11 日以前には薬品、農薬及び農業用フィルムを経営してはならない。2006 年 12 月 11 日以前には化学肥料、製品油及び原油を経営してはならない。

小売りに従事する外商投資商業企業は 2004 年 12 月 11 日以前には、薬品、農薬、農業用フィルム及び製品油を経営してはならない。2006 年 12 月 11 日以前には化学肥料を経営してはならない。

卸売りに従事する外商投資商業企業は塩、タバコを経営してはならず、小売りに従事する外商投資商業企業はタバコを経営してはならない。

第 18 条 同一外国投資者が中国国内において累計開設店舗 30 店舗以上で、経営品目に図書、新聞、雑誌、自動車(本制限は 2006 年 12 月 11 日より撤廃)、薬品、農薬、農業用フィルム、化学肥料、製品油、(穀物などの)食料、植物油、綿花等の商品を含む場合で、かつ、上述の商品が異なるブランドに属し、異なる仕入先から仕入れる場合、外国投資者の出資比率は 49%を超えてはならない。